

質保証システム部会における作業チームの設置について（案）

令和 3 年 月 日
中央教育審議会大学分科会
質保証システム部会決定

中央教育審議会令第 6 条第 4 項及び中央教育審議会運営規則第 4 条第 5 項の規定に基づき、制度面に関して専門的・技術的な事項について調査審議を行う作業チームを以下のとおり設置する。

作業チームは、調査審議が終了したときには廃止するものとする。

作業チームの審議状況は、適宜、質保証システム部会に報告するものとする。

質保証システム部会

（所掌事務）

設置基準、設置認可審査、認証評価制度及び情報公表の在り方等を一体とした質保証システムの見直しについて専門的な調査審議を行う。

作業チーム

（所掌事務）質保証システムの制度面の専門的・技術的な事項について調査審議を行う。